

争わず賢く 相続法が変わる

民法の相続に関する規定(相続法)が約40年ぶりに改正される。狙いは「相続紛争の予防・解決」と「相続手続きの簡素化・合理化」だ。残された配偶者が安心して家に住み続けられる「配偶者居住権」などが新設される。節税も含めて注目点を探った。

A 相続法改正の主なポイント

配偶者の優遇・保護	自筆証書遺言
配偶者の優遇・保護	自宅に一生住める「配偶者居住権」新設。評価額の計算や登記必要○。婚姻期間20年以上の夫婦間で贈与された自宅を遺産分割の計算から除外
介護の特別寄与料	財産目録は自筆以外もOKに●。法務局での保管制度新設。保管分は検認不要に△。
遺留分侵害額請求権	遺産分割協議中でも、一定額を払い戻せる仮払い制度を新設。調停中でも、裁判所が必要と認めれば払い戻しが可能に。
相続財産の取得要件	故人の預金の払い戻し

施行は●は19年1月13日、○は20年4月1日、△は20年7月10日、無印は19年7月1日

手続きの簡素化・合理化

自筆証書遺言	故人の預金の払い戻し
財産目録は自筆以外もOKに●。法務局での保管制度新設。保管分は検認不要に△。	
遺産分割協議中でも、一定額を払い戻せる仮払い制度を新設。調停中でも、裁判所が必要と認めれば払い戻しが可能に。	



「配偶者居住権」20年4月に施行

自宅に一生住む権利 紛争の予防狙う

改正法の主なポイントをAにまとめた。最初に注意したいのは改正項目により施行日が違う点だ。

大半は2019年7月1日施行だが、自筆証書遺言の方式緩和は早く同1月13日に施行となる。また「配偶者居住権」は20年4月1日、自筆証書遺言の保管制度は20年7月10日の施行だ。

自宅売らずに遺産分割

まずは紛争の予防・解決につながる項目から見てみよう。新設されるのは、配偶者が自宅に終身住み続けることができる「配偶者居住権」だ。

故人とその配偶者が暮らしていた自宅以外に立った遺産がない場合、相続人の間で法定相続分通りに分けると「自宅の売却を迫られるケースが少ない」(弁護士の上柳敏郎氏)。

例えば夫の遺産が自宅(評価額2000万円)と預貯金500万円の計2500万円、相続人が妻と子の2人の場合(B参照)で考えてみよう。

法定相続分(妻、子とも2分の1)通りに分けると各1250万円となる。子が金銭を要求する場合、自宅を売却する必要があり、妻と子の間で紛争になりかねない。

そこで残された配偶者が、終身住み続けることができる配偶者居住権を使う。配偶者居住権は売却できないが、その分「自宅の所有権より評価額を低くできる」(大和総研研究員の小林章子弁護士)。子は居住権付き所有権を持つ。これで自宅を売らずに遺産を相続することができる。

Bの場合で見ると、自宅の権利を妻と子とで1000万円ずつ分け合うことになる。さらに配偶者は法定相続分(1250万円)に達するまで預貯金ももらえ、生活資金が確保でき安定する。

配偶者居住権は、遺産分割協議以外でも使える。居住権を使えば遺産分けが円滑に進むとみられるならば「遺言に配偶者居住権を書くことも効果的」と上柳弁護士はアドバイスする。

配偶者居住権を使うには配偶者と子が共同で法務局(登記所)に必要な登記をする。弁護士や司法書士に登記申請を依頼する必要がある。登記しない配偶者は居住権を子以外の第三者に主張できない。「子が所有権を他人に売却した場合に住み続けられなくなる恐れがある」(上柳弁護士)。

配偶者居住権は「相続税の課税対象になる」(小林弁護士)ことにも注意したい。評価額の計算は来年度の税制改正で決まる見通しだが、税理士の助言も必要となりそうだ。

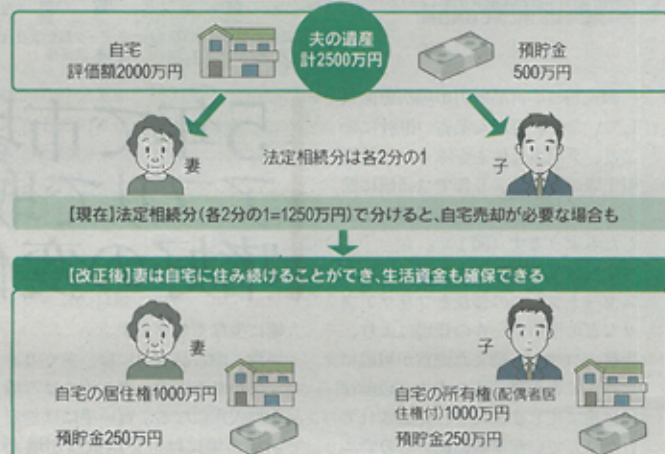
婚姻期間20年以上の夫婦間で贈与された自宅を、遺産分割の計算から原則除外する規定も導入。配偶者の取り分を優先的に確保し、紛争の予防・解決を図る。もっとも自宅を含めないと公平な分割ができない場合は、「この規定がかえって紛争を招く場合もある」(上柳弁護士)ことに留意したい。

義父母の介護に報いる

「自分が義父母の介護をしたのに報いられない」子の配偶者のこんな不満を背景にした紛争解決を図る仕組みもできる。介護などの特別寄与料制度だ。子の配偶者が義父母の介護に貢献した分を「特別寄与料」として相続人に金銭で請求できる。

現在、子の配偶者が義父母の介護で貢献した場合、「子の取り分を増やすことで配偶者の貢献分を反映する場合もある」(小林弁護士)。だが、それでは貢献した人に直接報いたことにな

B 配偶者居住権を使った遺産分割のイメージ



【配偶者居住権の注意点】
①相続税の課税対象、税理士に評価額の相談も
②登記しないと第三者に権利を主張できないので、司法書士に登記申請を依頼

らず、新制度を作った。請求にあたって参考になるのは、従来の介護寄与分の計算だ。家庭裁判所が寄与分紛争の解決のため考案したもので、介護士など仕事で介護をする人の日当額に介護日数を掛けて求める。注意点もある。請求者は、特別寄与

料を義理の兄弟などに直接請求するため「遺産分けでもめる可能性もある」(小林弁護士)からだ。特別寄与料はせいぜい数百万円で、「相続財産が少ないと受け取れない」(家裁関係者)のほうが多い。家裁関係者。使う場合は弁護士などに相談したい。

本当の目玉は遺留分改正 最低の取り分、現金請求を明文化

「改正の実質的な目玉はこれだ」紛争の予防・解決にあたる裁判官や弁護士から法曹関係者の見方が一致するのが遺留分制度の見直しだ。遺留分とは、遺産分けにあたって最優先で扱われる相続人の最低限の取り分のことだ。

例えば500万円の自宅(土地・建物)と300万円の預金を持つ父が、自宅は母に、預金は長男に250万円、次男に500万円相続させるとの遺言を残して亡くなったとする(C参照)。

遺留分は母が全体の4分の1、長男、次男は各8分の1となる。次男は最低でも100万円の取り分が保証

されているのに、遺言では500万円にとどまる。母と長男に計500万円を侵害されていることになる。次男は納得せず、母と長男に計500万円の分け前を求めて紛争になる。

遺留分を巡る紛争は「解決までに何年かかることが珍しくない」(上柳弁護士)。原因は色々だが、法曹関係者は「今の遺留分制度にも大きな問題がある」と指摘する。権利を侵害された人が、遺留分を取り戻す「遺留分減殺請求」を申し立てると、減殺対象の財産が遺留分侵害割合による共有状態になるから

遺言の財産目録、パソコンOKに 相続手続き、合理化進む 故人の預金払い戻しも

改正相続法では相続手続きの簡素化、合理化を目指す規定も盛り込まれた。自筆証書遺言に絡む改正と、故人の預金を払い戻しやすくする内容だ。(A参照)。

まず自筆証書遺言の方式を緩和する。具体的には別紙添付に限り、財産目録を自筆しなくてもよくなる。パソコンの表計算ソフトなら、財産構成が変化しても上書きして印刷すれば済む。法務局での保管制度も新設する。法務局では保管手続きに当たり、遺言の形式がきちんと整えられているかもチェックする。

例えば自筆だと遺言の日付を「11月吉日」とすることもありがちだが、「日にちが特定できないので無効になる」(小林弁護士)。こうしたミスがないか、法務局が確認する。

また自筆証書遺言は相続発生後、裁判官の立ち会いで開封する裁判所の検認が必要だが、法務局保管分はこうした検認手続きが省略される。もっとも保管制度の申請時に「本人が法務局に出向く必要がある」(法務省)。

「遺産分けの最中に葬儀費や入院費など故人の生前債務の支払いを求められて困った」

こんな経験を持つ人も多いだろう。改正法では故人の預金から葬儀費などを払い戻せる仕組みができる。

今の相続制度では、故人が遺言を残さずに亡くなると、故人の財産はいったん相続人の共有となる。財産分けは全員で遺産分割協議をする必要がある。特に預貯金は、最高裁の2016年12月の決定で遺産分割協議対象となった。とはいえ遺産分割協議の最中に、葬

儀費や故人の入院費などが必要になることもあるだろう。そこで金融機関では以前から、相続人全員の合意を前提に、一部分割による払い戻しを認めて

いた。改正法ではそれを明文化した。さらに仮払制度も新設する。相続人1人当たり「預金口座額の3分の1×法定相続分」で計算する。ただ払い戻

D 遺産分割のやり方で相続税額は変わる

【ケース】長男(53)は同居の父(享年83)を亡くした。母(81)は健在。次男(43)は別居。遺産は自宅6000万円(土地は面積180平方メートルで5000万円、建物は1000万円)、預貯金3000万円の計9000万円。2次相続も内訳・合計は同額で試算

	1次相続		2次相続		合計税額
	分け方	相続税額	分け方	相続税額	
①現実によくあるパターン	母が全て相続	母が「小規模」[配偶者]使いゼロ	長男と次男が家・預金を2分の1(4500万円)ずつ相続	長男が「小規模」使っても320万円	320万円
②もめないため時価で均等分割し、節税も考慮するパターン	母と長男が自宅を2分の1(3000万円)ずつ、次男は預貯金3000万円を相続	母と長男が「小規模」、母が「配偶者」使い16万円	長男、次男が母の持ち分を2分の1(1500万円)ずつ相続	長男が「小規模」を使い「基礎」もありゼロ	16万円

「小規模」は小規模宅地評価の特例。「配偶者」は配偶者相続税軽減の特例。「基礎」は基礎控除の各節税効果を表す

「とりあえず全て配偶者」に課税の落とし穴

最初から子にも相続で軽く

「財産はとりあえず配偶者に全て相続すればいいのでは」。専門家はそう考える人が増える懸念がある。民法改正は配偶者の優遇規定が目立つためだ。もともと「配偶者に全財産を相続させる」と考える人は多い。配偶者は相続税の税額軽減の特例で、少なくとも相続額1億6000万円までは税額がゼロだからだ。

しかし相続対策では、配偶者が死亡し子だけの相続となる2次相続まで見据えたい。1次相続は家族全体で税金がゼロでも、2次相続では「子供に多額の税負担が発生する可能性がある」

(税理士の藤田武美氏)からだ。2次相続では、配偶者の税額軽減の特例は使えない。さらに小規模宅地の評価減の特例も使えないことが多い。小規模宅地の特例は、親の自宅の土地を相続する際に、一定の要件を満たすと土地の評価額が80%減る制度だ。

具体的に見よう(D)。父親が死亡し、相続人は母、長男、次男の3人。長男は相続前から親と同居し、次男は別居で持ち家がある。遺産は自宅土地が5000万円、自宅建物が1000万円、預

貯金が3000万円の計9000万円とする。まず母が全て相続する場合は、1次相続では相続税はゼロだ。問題は2次相続だ。長男が同居しているため特例を使えるが、次男は使えず計320万円の相続税を払う必要がある(①)。

もめないように時価で均等分割して、節税を目指すやり方もある。1次相続では特例適用前の母と長男の自宅の相続分は共に3000万円だ。預貯金全てを相続する弟の相続分も同じ3000万円、金額上は公平だ。さらに母は配偶者の特例で税金がかからず、居住の安心も確保できる。長男も特例を使えば相続税は全部で16万円ですむ。2次相続では特例効果もあり、相続財産が基礎控除以下となり税金がかからない。

節税の効果も、税制改正に注目 ランドマーク税理士法人代表税理士 清田幸弘氏

2019年度の税制改正は、相続法改正に伴って関連税制がどうなるのかが焦点だ。中でも新設される配偶者居住権の取り扱いに注目している。配偶者の死亡とともに居住権が消滅するため、2次相続では課税対象にならないとの見方が有力だ。そうすると、かなりの節税効果が見込めそうだ。



こうした事態を防ぐには、例えば2次相続でも課税対象とみなすことにして、その引き換えに一定額、例えば2000万円までは非課税にする、といった措置をとることも考えられそうだ。配偶者居住権に小規模宅地の特例が適用されるかどうか問題だ。もっとも適用されるとしても80%まるまる減額されず、例えば50%減額にとどめるといったこともあるだろう。

特別寄与料は、受け取った金額を税制上優遇しないと、使う人が少なくなってしまう。このため非課税扱いにする可能性が高い。いずれにしても税制改正の動向を注視している。扱いが決まったら、相続対策を練り直す必要が出てくるだろう。

後藤直久が担当した。